

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

琉球海運株式会社

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第5条－第13条）

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第14条－第18条）

第4章 その他（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（計画の目的）

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、琉球海運株（以下、「会社」という。）社内における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

なお、新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）は、現行法令で定められた業務の範囲で適法に実施し得ることのみを行えばよく、それを越えた業務の実施を行う必要はないものである。

（基本方針）

第2条 会社は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定。以下、「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年3月25日制定）及び本計画に基づき、事業継続に必要な体制の組織及び運営ならびにその活動に関しての必要な事項を定め、関係機関との連携を取り迅速かつ的確な実施を図る。

（計画の運用）

第3条 本計画の想定は、政府行動計画に基づく想定とし、次のとおりとする。

- （1）国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- （2）ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%が欠勤する。

（用語の定義）

第4条 この計画において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

（対策本部の設置）

第5条 社長は、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部（対策本部長 内閣総理大臣）の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、危機管理対策本部を設置する指示をすることができる。

（危機管理対策本部長）

第6条 危機管理対策本部長は、常務取締役（総務部管掌）とする。

（構成員）

第7条 対策本部の構成員は、別表第1のとおりとする。

（事務局）

第8条 対策本部の事務局を総務部に置き、総務課長を事務局長とする。

（対策本部長等の任務）

第9条 対策本部長、対策副本部長、事務局長及びその他対策本部の構成員（以下、「本部長」という。）の任務は次のとおりとする。

- (1) 対策本部長は、対策本部を総括する。ただし、対策本部長に事故がある場合は、別表第1に定めた対策本部副本部長の記載順位により、対策副本部長が代行する。
- (2) 対策副本部長は、対策本部長を補佐する。
- (3) 事務局長は対策本部の運営を総括する。
- (4) 本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

(感染状況の発令)

第10条 感染状況の区分と発令基準及び担当要員は別表2のとおりとする。

(情報収集及び共有体制)

第11条 会社は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機構等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に従業員に周知する体制を確保する。

2 会社は、平素から関係船舶の就航状況を把握する体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生の疑いのある地域に就航・就航予定の船舶について、本部と船長間において情報共有できる体制を確保する。

(対策本部の解散)

第12条 対策本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、対策本部を解散する。

2 対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。

3 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、総務部において協議する。

(関係機関との連携)

第13条 会社は、平時から新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで不可欠となる国土交通省海事局内航課、日本内航海運組合総連合会と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容及び実施方法)

第14条 会社は、第3条の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、別表第3に従い、貨物の運送を適切に実施する。

2 会社は、国及び地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、会社の緊急物資運送の可能な船舶についての動向を確認するとともに、国土交通省海事局内航課、日本内航海運組合総連合会と十分調整した上で、適切に実施できる体制を確保

する。

- 3 緊急物資を運送する船舶の運航に当たっては、運航に関連する事業者の協力を前提に、適切な体制を確保する。

(人員計画)

第15条 会社は、別表第3に定めた業務内容に応じた人員計画により新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の検討及び実施)

第16条 会社は、家族にり患の疑いのある従業員については、感染拡大を防止するため出勤停止を検討し、出勤している従業員については、手指の消毒、マスクの着用を義務づける。

- 2 会社は、感染拡大防止のため、社内に消毒用エタノール等を備蓄する。
- 3 会社は、感染予防の観点から、集会への参加等、不特定多数の人の集まる場所への外出は自粛する。
- 4 会社は、休暇員の乗下船に際し、次の通りに指導するものとする。
 - (1) 下船し、休暇員となるときは、この要領に定める感染防止策を実行し、自己管理を徹底すること。
 - (2) 休暇を終わって乗船するときは、乗船予定日の少なくとも数日前から体温測定等の体調チェックをすること。この場合、異常があるときは、直ちに管理事務局(総務部)に報告し、必要な措置をとらせること。

(衛生関連用品の備蓄)

第17条 会社は別表4の通りに衛生関連用品を備蓄し配布を行う。

(出社制限)

第18条 会社は、感染防止対策のため、感染の恐れのある従業員、感染した従業員については以下の通りに出社制限を行う。

- 1 感染状況レベル2の発令以降、38度以上の発熱や悪寒がある従業員は、出社せずに最寄りの保健所に連絡し、医療機関の受診等について相談する。
- 2 感染状況レベル2の発令以降、対策本部は、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザの症状を有する従業員に対して、保健所への連絡及び医療機関への受診を勧める。また、従業員の健康管理に努める。
- 3 新型インフルエンザの診断を受けた従業員は出社してはならない。また各対策支部長(船舶部、支店)は出社しないよう指導する。
- 4 新型インフルエンザの診断を受けた従業員は、他の従業員への感染拡大を防ぐため、医療機関等の指示に従い、入院治療または自宅待機する。尚、治癒後、出社する際には、医者からの完治証明書(診断書)を危機管理対策本部(総務部)に提出するか、または熱が平熱に下がった日から2日間、自宅療養した後に出社する。

- 5 乗船中の乗組員で38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザの症状を有する船員は、直ちに各対策支部(船舶部)の長に報告し、新型インフルエンザ対策組織構成表中の保健所への連絡及び医療機関にて受診する。
- 6 新型インフルエンザに罹患した従業員は、直ちに所属する危機管理対策本部(総務部)、各対策支部(船舶部、支店)に罹患の報告を行う。
- 7 家族が新型インフルエンザに罹患した従業員は、他の従業員への感染拡大を防ぐ観点から、総務部(感染状況の発令状況により対策事務局(レベル1)、危機管理対策本部(レベル2以降)、各支店に於いては各対策支部)に報告し、その指示を仰ぐ。総務部は状況により、自宅待機(基本的に5日間)、出社(その場合は本人及び他の従業員へのマスク、消毒等を徹底する)の指示を出す。

第4章 その他

(平常時の対策)

第19条 会社は、平素から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努める。

- 2 船舶部に於いては、新型インフルエンザ発生時に乗組員に罹患者が出た場合を想定し、船員の非常対策要員の呼集ができるように、呼集連絡経路等を定めておく。
- 3 本支店、各船に於いては、資機材、消耗品等の必要数を確保するとともに、緊急調達についても、予め登録会社を指定しておく。
- 4 船舶部に於いては、船舶燃料の供給先との非常事態時の連絡体制、燃料の確保方法について相互認識の確立を行う。
- 5 営業部に於いては、新型インフルエンザまん延の非常事態に備え、輸送機材、資材の確保に係る連絡体制を、代理店、関連会社との間に確立する。
- 6 会社は、総務部が中心となり、国、地方公共団体等が実施する訓練には積極的に参加する。また、国、地方公共団体等、関連会社、代理店等との連絡を密にし、非常時における協力体制の確立、強化充実に努める。

(計画の見直し)

第20条 会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨の公表を行う。

- 2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

附 則（平成26年3月1日改正）

この計画は、平成26年4月1日から施行する。